

## 鶴見区寄り添い型学習支援事業受託候補者特定に係る実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、鶴見区入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、「鶴見区寄り添い型学習支援事業」を公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する場合の手続きについて定める。必要な手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定める。

### (実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、本実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準、委託仕様書により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) 提案書の書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

### (提案資格)

第3条 令和7年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登載され、かつ、当該契約に対応するとして定めた種目「その他の委託等」について登載された法人であるか、又は、入札参加資格審査申請の随時申請を行う法人であることを必要条件とする。  
なお、契約にあたっては、横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登載されていることを条件とする。

### (提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式は提案書作成要領に定める。

- (1) 法人の概要・事業実績
- (2) 事業実施方針
- (3) 事業実施内容
- (4) 事業実施体制
- (5) 事業管理運営体制
- (6) 収支予算書
- (7) その他業務に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 法人の概要・事業実績
  - (2) 事業実施方針の妥当性・実現性
  - (3) 事業実施内容の妥当性・実現性
  - (4) 事業実施体制の妥当性・実現性
  - (5) 事業管理運営体制の妥当性・実現性
  - (6) 収支予算書の妥当性
- 2 プロポーザルの評価にあたっては、提案書に基づく提案者のプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 評価の採点が同点の場合は、地方自治法施行令第167条の9に基づき、くじ引きとする。
- 5 提案者が1者の場合にも、評価を実施する。ただし、第1項各号の評価項目ごとの合計点について、各項目の配点の合計点の60%を基準点（小数点第1位を切り捨て）とし、1項目でも基準点を下回った場合は、失格とする。
- 6 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(評価委員会)

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
  - (2) ヒアリング
  - (3) 提案書の評価
  - (4) 評価の集計及び報告
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、委員構成は次のとおりとする。
- |      |                 |
|------|-----------------|
| 委員長  | 鶴見区副区長          |
| 副委員長 | 鶴見区福祉保健センター担当部長 |
| 委員   | 鶴見区総務課長         |
|      | 鶴見区こども家庭支援課長    |
|      | 鶴見区学校連携・こども担当課長 |
|      | 鶴見区生活支援課担当課長    |
- 3 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。

4 委員長は、評価結果を鶴見区入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。

（評価結果の審査）

第7条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

（選定の効力）

第8条 横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第17条により受託候補者として特定した者（以下、「特定者」という。）の選定の効力は、特定者が事業を開始した年度から起算して5か年間とする。

2 区長は、前項の規定にかかわらず、法人が次の各号のいずれかに該当し、受託者として適当でないと認めるときは、法人の選定の取り消し又は運営の停止を命じることができる。

- (1) 事業の運営にあたり、区との連携・協力の姿勢がないとき
- (2) 事業の委託契約について重大な違反があり、契約の継続が困難なとき
- (3) その他運営法人として適当でないと区長が認めるとき

（その他）

第9条 この要領の運用において必要な事項は区長が定める。

（附 則）

この要領は、令和7年11月4日から施行する。